

# 議 事 録

令和5年度四万十町農業委員会10月総会

日 時 令和5年10月25日(水)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的ホール

日 程

- 第1 指定第13号 会期の決定について
- 第2 指定第14号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第17号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 第4 報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第5 報告第19号 非農地証明事務処理報告
- 第6 議案第23号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第7 議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第8 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第9 議案第26号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第10 その他

〔出席委員〕

1. 下元 弘章 2. 掛水 誠幸 3. 廣井 栄治 4. 小野 重明 5. 濱田 誠
6. 下元 誠一郎 7. 欠席 8. 宮崎 恵美子 9. 山本 道雄 10. 欠席
11. 土居 稔 12. 竹村 加壽子 13. 武内 道則 14. 吉良 榮 15. 竹内 純
16. 中原 英昭 17. 宮脇 真弓 18. 梶原 美智 19. 太田 祥一
20. 中城 康子 21. 欠席 22. 西井 健夫 23. 西内 一隆 24. 市川 絢子
25. 欠席 26. 欠席 27. 市川 正司 28. 欠席 29. 石田 芳秋
30. 澤田 憲男 31. 武市 敏男 32. 山本 奨一 33. 欠席 34. 平野 直人
35. 欠席 36. 上野 渡 37. 佐々木 通 38. 欠席 39. 吉田 健夫

〔欠席委員〕

- 7 浜田 大彰 10 東出 一茂 21 岡村 博晶 25 常石 幸浩 26 甲把 雄
- 28 大西 博之 33 橋本 健太郎 35 山崎 力 38 秋田 公幸

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・坂東 恭平・山川 美恵

会長

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。10月も終わりになりまして、朝晩とっても寒くなってまいりました。今年の稲は今月中旬頃中手、ヒノヒカリ、にこまるがだいたい終わったように思います。今はWCSとかそういった部分になります。それとこの時期に、生姜の収穫が始まっております。今年の生姜につきましては大変暑かったり、また雨の日が多かったりということで、病気が付いている圃場も結構あるということを知っております。また、生姜の収穫も始まったばかりで大変だと思います。関係者の皆さん、頑張ってくださいと思います。

それと11月13日になりますが、鳥取の湯梨浜町の農業委員会がこの四万十町に視察研修に来ます。

今年の2月に湯梨浜町、北栄町の農業委員会その他近隣の鳥取の四つの農業委員会の会長さんたちと事務局が視察に来ていただきました。それが良かったのかどうかわかりませんが、もう一度湯梨浜町の農業委員会が委員を連れて行きたいということで、13日に来るようになっております。役員の方で対応させていただくようになっております。

それと、21日22日皆さんと一緒に、鳥取県の北栄町の農業委員会の方に視察研修に参ります。コロナの関係で視察研修は最近何年も行けてませんでしたので、この体制になって初めての視察研修になりますので、多くの皆さんに参加をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

今年の稲作の作況調査を皆さんにお願いをしておりました。今日、この会の終わりの方に、各地区の代表者にお願いをしておりますので、ご報告をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長

ただ今から、令和5年度四万十町農業委員会10月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号14番 吉良榮委員にお願いします。

ご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

14番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、7番浜田大彰委員、10番東出一茂委員、21番岡村博品委員、25番常石幸浩委員、26番甲把雄委員、28番大西博之委員、33番橋本健太郎委員、35番山崎力委員、38番秋田公幸委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定によ

り農業委員 17 名、推進委員 13 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第 1、指定第 13 号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和 5 年度四万十町農業委員会 10 月総会の会期は、令和 5 年 10 月 25 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 14 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 1 番 下元弘章委員と 2 番 掛水誠幸委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 17 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 17 号「農地法第 18 条の規定による合意解約について」を報告します。議案書は、3 ページです。

件数は窪川地域の 3 件になります。

借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号 1 土地の所在地、金上野字上波瀬ガ小路 975 番、地目、田、面積、1,204 m<sup>2</sup>。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 2,445 m<sup>2</sup>です。解約事由は、双方合意。合意年月日は令和 4 年 9 月 7 日、引渡年月日は令和 5 年 3 月 1 日です。この農地については、借受人がネギを栽培しておりましたが、去年でやめられておりました。

番号 2 土地の所在地、七里字柏原乙 494 番、地目、田、面積、1,661 m<sup>2</sup>です。解約事由は双方合意。合意年月日は令和 5 年 9 月 29 日、引渡年月日は令和 5 年 12 月 31 日です。

番号 3 土地の所在地、七里字沖野々乙 472 番、地目、田、面積、3,388 m<sup>2</sup>です。

解約自由は双方合意。合意年月日は令和 5 年 9 月 29 日、引渡年月日は令和 5 年 12 月 31 日です。

番号 2 番、3 番につきまして、この農地については、生姜を栽培していたが病気になり、休耕にするならと所有者が水稻を栽培することになるそうです。説明は以上になります。

議長 報告第 17 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第 17 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 18 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 18 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」ご説明いたします。  
議案書は、4 ページです。  
件数につきましては、窪川地域 3 件、西部地域 1 件の計 4 件になります。  
なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。  
窪川地域からです。

番号 1 番 土地の所在地、七里字高駄馬甲 57 番 2、地目、畑、面積 659 m<sup>2</sup>です。  
届出日、令和 5 年 9 月 8 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

続いて番号 2 番 土地の所在地、窪川中津川字八瀬井ノ 131 番 1、地目、畑、面積 237 m<sup>2</sup>。他 32 筆あり、合計 33 筆、面積 9,207.74 m<sup>2</sup>です。届出日、令和 5 年 9 月 8 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

続いて番号 3 番 土地の所在地、窪川中津川字西谷 56 番 3、地目、畑、面積 99 m<sup>2</sup>。他 7 筆あり、合計 8 筆、面積 1,344.39 m<sup>2</sup>です。届出日、令和 5 年 9 月 19 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域です。

番号 4 土地の所在、希ノ川字生育尻 81 番 2、地目、畑、面積、71 m<sup>2</sup>。外 5 筆あり、合計で 6 筆、面積が 1,133.91 m<sup>2</sup>です。届出日、令和 5 年 9 月 27 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。以上です。

議長 報告第 18 号について事務局の説明が終わりました。  
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。  
特になければ、報告第 18 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 報告第 19 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 19 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたのでご報告いたします。

議案書 7 ページをご覧ください。

今月は窪川地域から 3 件、西部地域から 1 件となっております。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。東北ノ川字仲間屋敷 371 番 4、地目、畑、面積、85 m<sup>2</sup>です。申請地は 20 年以上前に擁壁で区切り盛土を行い、365 番 1 の畑への農業用機械の進入路として整備し現在に至っております。令和 5 年 9 月 13 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号 2 番。添付資料は 3 ページから 4 ページです。南川口字ウリウノ 328 番 3、地目、田、面積、307 m<sup>2</sup>です。申請地は昭和 36 年に建物が建築され現在に至っております。令和 5 年 9 月 13 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号 3 番。添付資料は 5 ページから 6 ページです。平串字障子田 371 番 1、地目、田、面積、33 m<sup>2</sup>、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積 39.52 m<sup>2</sup>です。申請地の 371 番 1 は、平成 24 年度に開通した四万十町中央インターチェンジの整備事業に伴う残地で、細長く狭小な土地のため耕作が不便なことから、10 年以上耕作放棄され現在に至っております。申請地の 371 番 3 は、40 年以上前の国道 56 号線の施工時に設置された橋の一部となり現在に至っております。令和 5 年 10 月 5 日、担当委員、職員で現地確認し、371 番 1 については、証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と認め、371 番 3 については、証明基準のエ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

続きまして西部地域からです。

番号 4、添付資料は 7 ページから 8 ページをご覧ください。

土地の所在地は、弘瀬字弘見口 195 番 3、地目、畑、面積、56 m<sup>2</sup>。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積が 102 m<sup>2</sup>です。195 番 3 は、20 年以上前から耕作されておらず現在に至っており、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄されたため、農地への復旧ができない土地のため、非農地であると認め、434 番 9 は、50 年以上前から建物が建築されており、現在に至っている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 5 年 9 月 27 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 19 号について事務局の説明が終わりました。  
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第 19 号は終わります。

議長 続いて、日程第 6 議案第 23 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。議案第 23 号 番号 2 番は議席番号 30

番 澤田憲男委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、番号 1 番の審議、採決を行った後に、30 番澤田憲男委員に退席をしていただき番号 2 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 23 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。

議案書は 8 ページです。申請地の位置は添付資料の 9 ページからになります。件数につきましては窪川地域の 2 件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

まず番号 1 番を説明します。

土地の所在地、与津地字神田 1533 番、地目、田、面積 1,447 ㎡。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 4,384 ㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では水稻を栽培する計画となっております。以上です。

議長 議案第 23 号 番号 1 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。31 番 武市敏男委員。

31 番 番号 1 番について 10 月 23 日に現地確認、譲渡人に関しては、今入院中のため、娘さんと電話連絡で確認しました。現状は田であることを確認しております。また、譲受人は農地を有効に利用しています。また、譲受人は年間 150 日以上 of 農作業に従事しており、本人はもう 365 日、田んぼ等の見回り等も行っているといっております。取得する農地の周辺等にも影響を与えることがないことを確認しております。今回の議案で譲渡人は、高齢のため、現在入院されているそうなので、娘さんとお話になったのですが、譲渡人から、譲受人に田んぼを売りたいというお話が出ておりました。譲受人は水稻の方を意欲的に推進していきたいと思っております。以上、1 番の所有権移転については問題ないと判断しております。以上です。

議長 議案第 23 号 番号 1 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 23 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 1 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 1 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 2 番の審議を行いますので、30 番 澤田憲男委員は退席をお願いします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 番号 2 番について説明します。  
土地の所在地、黒石字戸樋箇瀬 1298 番、地目、田、面積 792 m<sup>2</sup>。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 4,283 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では水稻を栽培する計画となっております。説明は以上です。

議長 議案第 23 号 番号 2 番について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明をお願いします。9 番 山本道雄委員。

9 番 10 月 23 日に現地を確認してきました。現況は田であります。譲受人は有効利用をしております。家族で 150 日以上 of 農作業をされております。周辺農地にも悪影響を与えることはありません。親子間の贈与で、問題はないと思います。以上です。

議長 議案第 23 号 番号 2 番について質疑を許します。質疑はありませんか。  
  
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。  
  
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 23 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」番号 2 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 23 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」番号 2 番は、原案のとおり可決されました。  
30 番 澤田憲男委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 澤田憲男委員、番号 2 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第24号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案24号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。  
議案書につきましては、9ページ、添付資料につきましては12ページから13ページをご覧ください。  
今月は西部地域1件です。  
番号1についてご説明します。

申請地は1筆です。土地の所在地、河内字イケノモト114番1、地目、畑、面積は223㎡の内24.74㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分ですが、申請地は10ha以上の農地の広がりがある農地内であり、第1種農地と判断しました。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第1項第4号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可することが出来ると判断しています。転用計画につきましては、13ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。周囲の状況は、自己所有の宅地や雑種地の他、すべて同意有の田や畑となっております。土地の造成計画につきましては、整地後、全面砂利敷きとする計画です。進入路につきましては、隣接する宅地から直接進入をします。排水計画につきましては、雨水は自然浸透とする計画です。

関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しております。

資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しております。以上です。

議長 議案第24号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明はありませんか。13番 武内道則委員。

13番 22日に現地にて聞き取りを行ってきました。現況は畑ですが、今回転用される農地につきましては、農業用資材置き場もしくは赤道からの侵入路として踏み固められた肥土のない敷地となっております。

現在のお墓の方が自宅裏山歩いて15分ぐらいのところに古墓あるそうですが、そこまでの道中の草刈りもなかなかしんどくなって、山手側の木も大きくなって通るのも通りにくくなって不便になってきているので、自宅近くに納骨堂を立て替えたいということです。分筆の段取りもお願いして見に来ていただいておりますし、石材さんにも相談して現地を確認していただいております。許可がおり次第着工することを確認しております。面積も必要最小限の計画で、この転用の案件は問題ないと考えます。以上です。

議長 議案第24号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 24 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 24 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 25 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 25 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は 10 ページです。今月は窪川地域の 1 件です。番号 1 番について説明します。添付資料は 14 ページから 16 ページです。申請地は 1 筆。土居字太郎ノ前 68 番 1、地目、畑、面積、487 m<sup>2</sup>の農地です。権利事由は使用貸借権の設定になります。借受人・貸付人は記載のとおりです。転用目的は農家住宅の新設です。転用理由は現在実家に住んでおりますが、結婚することとなったため、自己の専用住宅を新築したいと考え、適地を探していたところ実家に隣接する本申請地が最適と考え、新たに自己専用住宅を建築するものです。農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。

ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の集落に接続して設置されるものに該当し第 1 種農地であっても例外的に許可することができるかと判断しております。

転用計画につきましては、15 ページの土地利用計画図に示している形で住宅、駐車場、既設ではありますが、農業用倉庫などを三棟整備する計画です。周囲の状況影響については、北側は町道を挟み宅地、西側及び南側も宅地、東側は、貸付人の農地と同意書などの提出はありませんが、既設の倉庫と公衆用道路を挟んでいるため、特に日照などの影響を及ぼすことがないと判断される農地であるため、特に影響はないものと考えております。

土地の造成計画については特になく、整地後を碎石により行います。進入計画については、申請地西側の県道から貸付人所有の土地を通り侵入します。侵入部分の工事などはありません。排水計画についてですが、雨水は自然浸透および西側の既

設水路に排水し、雑排水は、合併処理浄化層を設置し、同じく西側の既設水路に排水します。

資金計画については、融資見込み証明書により必要な事業費を確保していることを確認しております。説明は以上です。

議長 議案第 25 号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明をお願いします。30 番 澤田憲男委員。

30 番 番号 1 番につき先週ですが、借受人に話を聞いてきました。現地についても確認をしております。今回は申請にかかわる用途に遅滞なく供する確実性もあり、許可がおり次第早々に着手することを確認しております。

計画面積の妥当性については、既設の農業倉庫についても農業用機械、資材などを引き続き格納することで、特に問題はないと考えております。

排水計画については、浄化槽の設置ということもあり、排水の問題はないと考えております。以上の確認の結果、番号 1 番についての転用は特に問題はないと判断します。以上です。

議長 議案第 25 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 25 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 25 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 9 議案第 26 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 26 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。  
議案書は 13、14 ページです。添付資料については 17 ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 5 年 11 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいた

します。

件数につきましては窪川地域の4件、西部地域の2件の計6件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、金上野字上波瀬ガ小路975番、地目、田、面積1,204㎡、他1筆あり、合計2筆、面積2,445㎡です。設定は新規になります。期間は令和5年11月1日から令和15年10月31日までの10年間です。作物はショウガを栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

続いて番号2番については農地中間管理機構の一括方式による使用貸借権の設定になります。土地の所在地、宮内字五月田2060番、地目、田、面積2,591㎡です。設定は新規になります。期間は令和5年11月1日から令和15年10月31日までの10年間です。作物はショウガを栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。この農地につきましては、基本的に親子間、孫間は基本的に使用貸借とか貸借はする必要はないのですが、今回国の事業を使うにあたって、借受人が所有権ないし利用権設定されることが要件にあるため、設定をするものです。

続いて番号3番 土地の所在地、川ノ内字堂屋式1298番、地目、田、面積1,857㎡、他7筆あり、合計8筆、面積、5,112㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は貸借権の設定です。

続いて番号4番 土地の所在地、川ノ内字クボヤシキ1220番、地目、田、面積1,301㎡、他2筆あり、合計3筆、面積8,315㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は貸借権の設定です。

窪川地域からは説明は以上です。

続きまして西部地域です。

番号5、番号6は設定を受ける者が同じになりますので、少しまとめて説明させていただきます。番号5、番号6については、農地中間管理機構の一括方式による貸借権の設定になります。

番号5、土地の所在地、大井川字上クララ31番、地目、田、面積、2,098㎡。外1筆あり、合計2筆、面積が3,967㎡です。

番号6、土地の所在地、大井川字折ヶ谷1304番1、地目、田、面積、729㎡。外7筆あり、合計8筆、面積が3,191㎡です。どちらも、設定は新規の設定になります。期間は、令和5年11月1日から令和10年10月31日までの5年になります。作物は、栗を栽培する計画です。権利の種類は貸借権の設定です。以上です。

議長

議案第26号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番 20番 中城康子委員。

20番

今月22日に貸出人、借受人に電話で確認いたしました。

新規の設定ですが、借受人は認定新規就農者でもあり、生姜の作付けもしております。周辺農地は借受人がよく草刈りもして、悪影響を与えることはないと思います。

以上です。

議長 続きまして、番号2番。2番 掛水誠幸委員。

2番 2番について補足説明をさせていただきます。10月20日金曜日に、現地確認と利用権の設定を受ける者孫になりますが、お孫さんの方から話を聞いてまいりました。先ほど事務局の話がありましたように結局、おじいちゃんと孫の貸借ですので、一般的には利用権設定せずにそのまま使う可能性が大いにあるんですが、国の補助金を使用する上で、どうしてもそういう貸借関係を、農業委員会を通さんといかんということで出てきたようでございます。

借受人につきましては、新規の認定農業者でありまして、現在多分3年目に入りましたので補助金の利用が5年間できると思っていますので、まだ来年あと2年ぐらひはこういう案件が出てくる可能性が大いにあると思います。

現在、生姜栽培をされており、今年もかなり生姜につきまして、昨年も病気等は続いておりますので、新たな圃場を借り受けるようになると思います。

現地につきまして確認をしましたが、きれいに草刈等も行われており、周辺農地に悪影響を与えることはないと思います。借受人は26歳ぐらひやと思っておりますが、熱心に農業に取り組んでおりまして、父親の経営するハウスニラの手伝いもしておりまして、年間150日以上300日ぐらひは圃場に出て働いておる姿を確認しております。以上です。

議長 続きまして、番号3番、4番。5番 濱田誠委員。

5番 番号3番について現地確認と借受人から確認をしてきました。農地の現状は田であることを確認しております。あと添付資料の25ページの②を見ていただきたいのですが、1256の1から7まで7筆ですが、これは確認したところ一枚の田んぼになっております。基盤整備の関係でまだ登記ができてないから、こういうふうになっているんだと思います。借受人は認定農業者ではありませんが、水稻、ピーマンを耕作している地域の担い手であります。内容も利用集積計画のとおりで新規の設定ですが、特に問題ないと判断します。

続きまして番号4番について、借受人から確認しました。現状は田であることを確認しています。借受人は水稻、生姜を耕作している地域の担い手でもあります。内容も集積計画の通りで、これも新規の設定ですが、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号5番6番。34番 平野直人委員。

34番 10月20日と10月24日に借受人に会い確認しました。内容は利用集積計画のと

おりです。借受人は新規に就農され、150 日以上の農作業をする計画であることも確認しています。農地の契約は5年となっていますが、更新して使い続けることも確認しました。借受人は認定農業者ではないですが、問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第26号について質疑を許します。質疑はありませんか。  
15番 竹内純委員。

15番 書類上のことですが、生年月日に横線が入っている場合は訂正印がいるのではないですか。

事務局 すみません。ここの申出書については捨印のもらい忘れです。

議長 ほかに何かありませんか。  
27番 市川正司委員。

27番 5、6で作物は栗になっておりまして、これ栗の場合、解除条件付きということになりますとどういうことがあって解除条件になるんですか。生姜とかやったら病気が付いて全滅とか。米でしたら獣害がひどくて返すとかいうのはあると思いますが。何かあつての解除条件なのでしょうか。

事務局 解除条件につきましては、法人が利用権設定をする場合、解除条件を付けることが条件になっておりまして、今回栗を栽培されることになっておりますが、何か別の作物を栽培することになったとしても、解除条件は同じようにつけるようになっております。解除される要件としましては、農地を適正に利用していないこと、賃借料をちゃんと払ってないなどという事が認められた時には解除することはできるとなっております。今回栗だったとしても、実際に植えなかつたりとか、その周りの世話をせんかつたりとか、周りの人から苦情なんかきたりとかしたら、最悪の場合は解除させてもらうという形になると思います。

15番 合併前ですけど、大正の下津井地区で、解除条件付きで水稻を作付けしていたが、草がぼうぼうで契約解除したことがあります。きれいに作っていたらこういうことはなかったですが、周りに迷惑がかかるようなことになったら、こういう要件を付けていないといけないので、解除条件付きということになっていると思います。

議長 他に何かありませんか。18番 梶原美智委員。

18番 これ、栗を植えるっていう予定になっているんですけど、栗の場合は根が張りますよね。もし返すとなれば田にするっていうのは非常に難しい条件となるんですけど、それはどのように考えているのかなと思います。この借受人も。返すつもりはないのかもしれませんが、田にして戻さなきゃいけない部分を栗は根が張るか

ら、その後、田にするためめちゃくちゃ難しいんですよね。条件としては。これはおかしいんじゃないかなって自分は思うんですけど。

議長 はい、事務局。

事務局 今回、利用権設定するにあたって双方からの申し出があつてのこととはなっておりますので、確かに栗を植えちゃって元の状態に戻すとなったら大変かもしれませんが、そのあたりの関係の事も含めて、合意のもとで今回の申請に至っていると思います。

16 番 これまだ栗植わってないの。

事務局 これから植えるようになります。

議長 4 番 小野重明委員。

4 番 さっき竹内さんから出ちゃった話ですが、今年の春に利用権設定で人参を植えるということで出てきたのですが、もう全然、1回は夏に確認に行きましたら、なんとか大草は処理をされていましたが、それから全然草の処理もしてくれんと。高齢のおばあちゃんですが、もうなんとかしてくれと。そういう解除条件付きじゃないので、戻してもらおうというような話は本人からしておりました。支援センターに借りてもらいたいみたいな本人は。なかなか支援センターも5年に1回水にせんといかんみたいな条件が付いている。水の便が非常に悪いので、なかなか水田には出来んということで。私も困っておりますが、なにかいい案はないですかね。

15 番 借主にちゃんと作れと言うしかないね。

議長 何かありませんか。

16 番 中原英昭委員。

16 番 借受人がこの土地を買うことは出来ないのか。借受人がこの土地を買うとかって形に出来ん理由が何かあったってということなんかな。これ木が植わっているところを借りているのかなと勝手に思っていたけど、まだこれから植えるとしたら、これめちゃくちゃおかしい感じがする。その貸す方もおかしいし。借りる方も借りて木を植えるなんておかしいような気がするけど。購入して植えるのが筋っていうか普通やと思うんで、これこのままなんか煮詰めることなく賛成の人っていう僕、手挙げるのこれ問題になる元やと思うんですけど。

議長 他に何かありませんか。37 番 佐々木通委員。

37 番 これから利用権設定をするときには、全てに解除条件付きということにできますか。

事務局 すいません、中原英昭委員の質問されたことについて、お答えさせていただきます。今回、法人が利用権設定をするようになっておりますが、法人が農業に参入する場合の要件としましては、いくつかあるがですけれども、今回こちらの法人の方はですね、農地所有適格法人というものではなく、一般法人のものになります。先ほど言った売買の方では出来ないかということなのですから、農地を所有したいとなった場合、農地所有適格法人ではですね、農地を所有すること、売買等はできるがですけれども、一般法人の場合、農地を所有したいとなっても、することができなくて。それで今回一般法人の媒体になりますが、その場合、農地を借りることはできるようになっております。ですので今回の法人の場合は、農地を借りるこの貸借の方法になっております。

16 番 社長が自分で買って、その従業員にやらせるみたいなの。

議長 佐々木通委員の質問に対して事務局。

事務局 すみません、難しい質問なんですけど、基本的には合意解約になってくるので、双方が合意してですね、解約ということになります。で、この解除条件付きっていうのは、先ほども説明しておいたように、借受人がちゃんと営農してなかった時に、貸した方側から解除してくださいっていうことは、農業委員会からも言えると思うんですけど、それが主になってくるので、基本的には利用権設定、通常の設定については解除条件付きっていうのは、多分農地法などを見てものってなかったと思うので、その一般法人が借りる場合に解除条件付きっていうものが必須っていうことは書かれてるんですけど、多分ないかなと思います。

議長 他に何かありませんか。14 番 吉良榮委員。

14 番 確認したいのですが、栗は5年ではまず採るようにはならないと思うのですが、先ほどの平野委員の説明では、更新して継続して作るという話でした。これ位置的に地図を見たら大体こう山に面したところなのですが、遊休農地みたいな土地なのかそれとも、昨年まで田んぼ作っておったかそういうことは分かりますか。

議長 34 番 平野直人委員。

34 番 遊休農地です。

議長 他に何かありませんか。15 番 竹内純委員。

15 番 ここに出てきているのは、双方合意で出てきちゅうわけやけん。例え農業委員会でもどうのこうの言うことはない。どうしても世話もせん栗も枯れて作れなくなった場合には、解除条件付きを使って解除という形になるわけで、ここに出てくる書

類については双方合意で正式な書類が出てきているので農業委員または第三者がどうのこうのいうあれはない。

議長

他に何かありませんか。

先ほども事務局から説明がありましたように、一般法人ということでもありますので、解除条件付きが必須でつくという形になっておりますので、今回出ているということです。

16 番

これ、解除条件付きでもしやめてくれっていう話になった場合、田んぼは、田んぼ畑は、畑に直して返すっていうことで間違いはないですか。

事務局

これ農業公社の一括方式なので、その辺は多分話された上で、やっているとは思いません。

議長

他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 26 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 26 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 10 その他の件について議題とします。

挨拶の中で言いましたが、作況調査をお願いしておりました。興津、東又、仁井田、松葉川、街、立西という順番でいきたいと思えます。最初に興津地区、早生で既に済んでおりますが、一応話を欠席になっておりますが、事務局が聞いております。興津地区の状況をお願いいたします。

事務局

東出委員の方からお聞きしていますのでご報告させていただきます。興津についてはすべて早生ということですが、夏場はですね、やっぱ高温の日が続いたということもあって、さくつきの方はあまり良くなくて、カメムシの発生も多く見られたということで、全体的に実の入りが良くなかったそうです。また、イノシシの被害が出たり等、収量的には、例年の 8 割程度ではないだろうかということの報告でし

た。以上です。

議長                   ご意見等は、改めて後で聞きます。続きまして東又地区。

31 番                   東又、志和地区の米の作況調査について聞き取りしましたので報告します。早生の品種につきましては、梅雨明け高温障害等、また台風の影響を受けて実入りが悪く2番やしいな等が多くて、5俵か7俵と聞いております。また、中生、晩生については8月前半雨が多く曇りも多いため、出水時期に入った実入りはゆっくりとなって、俵数は各自によってバラつきがありましたが、だいたい6俵から7俵と聞いています。また、地区によってはしっかりと8俵、9俵のところもありました。全般的に高温障害や日照不足の影響で平均より少ないと聞いております。また、等級につきましても、カメムシの大量発生によって等級を落とす原因となって3等が多いと聞いております。以上です。

議長                   続きまして、仁井田地区。

29 番                   例年とほぼ変わらないです。良くもなし、悪くもなし。

議長                   続きまして、松葉川地区。

6 番                   台風の影響で十和錦が傾きかけた田んぼが一部ありましたが、その後はヒノヒカリ、にこまるは、それほど大した被害はなかったです。一部枯れ上がりと言って田んぼが真っ赤になったようなのがありまして、ごま葉枯も多かったです。それと、先ほど東又の人も言われましたように、今年は収量が少ないというような話は聞いております。それとイノシシの被害も、今年はそれほど聞かなかったような感じがします。以上です。

議長                   続きまして、街郷分。

2 番                   窪川地域の街郷ですが、全体的に谷に入ったところについては、やはり8月の日照不足の関係もありまして。特に谷というのは山と山の間に囲まれていますので、余計日照不足ですので、だいたい5俵ぐらいかなというところ。自分の家の前が昔、工場があったぐらい広いところなのですが、そちらにつきましても昨年から比べるとですね、約1俵半から2俵ぐらい今年が少ないと思います。特に全体的にやはり今年は出来が悪いです。中四国の農政局の発表では例年並みという報告がありましたが、どこを見てもやはり今年の場合には、8月の日照不足で窒素が吸い上げが悪い関係で、だいぶ穂首が見られました。それから、ごま葉枯もだいぶ見られまして、ごま葉枯については、その所有者に話を聞くと、やはり、電気炉さい等の改良剤を入れてないところにはごま葉枯が多く見られました。ですから一般的に、去年よりは必ず少ない。8割というところじゃないかと思われま。

議長 続まして、立西地区。

4 番 天の川、秋丸、野地、家地川地区はもう例年からいうと 1 割から 1 割 5 分減収と。

僕らも道路走るのに色が悪いなと思ったところがごま葉枯、肥料が多かったらほまれということで寺野だけ昨年と同等の数量があるというのは、今年はイノシシ被害もあんまりなかったようです。総じて 1 割 5 分から 2 割の減収ということでございます。以上です

議長 続まして、大正地区。

15 番 大正地区では、収量的には普通でしたね。それで、打井川地区でイノシシの被害があったようです。葛籠川地区でも。イノシシ入りましたけれども、全滅みたいなことはなかったです。早いうちにはウサギの被害がありました。自分とこの近くでウンカが 2 カ所、発生して自分が気がついて農家に行ったわけですけども、あんまり広い範囲ではなかったので刈取りをして対応しておりました。山間地が多いわけですので、反当 6 俵。平場で 7 俵くらい普通の収穫だったと思います。以上です。

議長 続まして、十和地区。

13 番 十和地域報告します。もともと十和地域はですね、米の専業農家等もおりませんので、冬場の土造り資材投入を電気炉さい等の資材投入するような熱心な方はおりません。常時よくできたというても 8 俵できたら上等やという地域でございますが、今年に関しましては 7 月頭ぐらいのいもちが大量発生しまして、あっちもこっちもそのせいで、取水期にも穂いもちと穂首等々で全体的な収量は非常に少なかったという声をよく聞きました。ただでさえ少ないところで、それが今年 5 俵以下というところもよく聞きましたし、出来ても 7 俵ぐらいということでした。ウンカ等の発生がなかったので、そこそこやったかなと思います。幡多地域では早生でカメムシの大量発生や警報が出たということで、営農の方から指導を受けちゃったんですけど、カメムシは、目についたほどのカメムシ以外はなかったと思います。食味検査等はしませんが、食べると美味しかったという情報でございます。以上です。

議長 各地域の代表の皆さん、ありがとうございます。この報告発表を聞きまして、何かありましたらお願いいたします。11 番 土居稔委員。

11 番 初歩的なことで申し訳ないんですけど、6 俵とか 7 俵とか 8 俵とかいう数字がありますけど、これは玄米換算あるいは籾も入った状態での生産量なのか、そこら辺り教えていただければ助かります。

2 番 窪川地域の場合には玄米の 30 キロの袋で 1 俵、2 俵って言いますので、一般的

に 10a 当たり 7.5 から 8.5 ぐらいやったら上等やと思われます。5 俵でかける 2 倍  
ですので、7.5 やったら 15 袋 30 キロの玄米で。

議長

他に何かありませんか。

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。

議長

以上をもちまして、令和 5 年度 四万十町農業委員会 10 月総会を閉会いたします。  
礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 45 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和6年 月 日

会 長

---

署名委員1番

---

署名委員2番

---